

静岡市告示第126号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、静岡市・蒲原町合併協議会を設置したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月13日

静岡市長 小嶋善吉

- 1 静岡市・蒲原町合併協議会の設置の経緯及び概要（別紙1）
- 2 静岡市・蒲原町合併協議会規約（別紙2）